【別紙２】

「不適切な行為」の範囲及び具体例

「不適切な行為」とは、それ自体は性暴力（犯罪等）に該当しないものの、業務上必要な行為とは言えず、継続・発展することによって性暴力につながるおそれのある行為を指します。公私混同や不適切な距離感を防ぎ、性暴力を未然に防止するため、以下の行為を禁じます。

１　禁止・制限される「不適切な行為」の類型と具体例

⑴　私的なコミュニケーション、面会、送迎

・児童生徒と私的な連絡先（SNS アカウント、メールアドレス、オンラインゲームアカウント等）を交換し、私的なやり取りを行うこと。

・休日や放課後に、児童生徒と二人きりで私的に会うこと。

・保護者の承諾なく、児童生徒の自宅で二人きりになること、または児童生徒を自室・自宅に招くこと。

・正当な理由なく、自家用車等に児童生徒を１人で乗せて送迎すること。

⑵　写真・動画の撮影、管理

・私物のスマートフォンやカメラ等で、業務外の目的で児童生徒の写真や動画を撮影、管理すること。

・学校で定められたルールや許諾範囲外で児童生徒の写真や動画を撮影すること。

⑶　密室

・正当な業務上の理由がないのに、不必要に児童生徒と密室で二人きりになろうとすること。（用務がないのに別室へ呼び出す等）

・更衣中や宿泊行事等において、不必要に児童生徒と二人きりで更衣室や浴室等を利用・入室すること。

⑷　身体接触

・児童生徒に不必要な接触を行う（必要以上に長時間抱きしめる、一般的ではない抱き方になっている等）こと。

・業務上の必要性がないのに、児童生徒を膝に乗せる、おんぶすること。

・業務上の必要性がないのに、児童生徒にマッサージを行うこと、またはマッサージをさせること。

⑸　更衣

・不必要に、更衣室や児童生徒が更衣中の部屋に入室すること。

・不特定多数の人の目がある中で、児童生徒に更衣をさせること。

⑹　特別扱い・その他の行為

・特定の児童に対してのみ、高価な金品を与えたり、正当な理由なく声掛けや態度を変えたりすること。

・特定の児童の容姿等を過度にほめること。

・児童の前で過度に肌を露出する等、警戒心を低下させる行為を行うこと。(性的手なずけ（グルーミング）につながる行為となる可能性があるため)

2　日常業務における「不適切な行為」に関する留意点

日常業務の中で外形的に「不適切な行為」に該当し得る場面が生じる場合、あるいは生じそうな場合は、以下の留意点及び具体的工夫に基づき対応します。

⑴　閉鎖環境及び私的やりとりの回避

業務は可能な限り、教職員と児童生徒が一対一の閉鎖環境（他者の目が届かない状況）にならない場所で行うことを徹底してください。児童生徒との私的な連絡ややりとりは厳に慎んでください。

⑵　業務上、身体接触を伴う行為が必要な場合の工夫

体育・水泳・部活動等の指導や特別支援教育、救急応急手当など、業務上身体接触が必要となる場合は、あらかじめ学校・事業者内で定めた範囲について児童生徒や保護者に説明し、共通認識を形成しておいてください。

年齢の高い児童生徒に対して身体接触を伴う指導を行う場合は、その都度「ここ触るよ」等と事前に声をかけて行うことや、スポーツ指導等で個別契約・同意書がある場合は書面で範囲を合意しておくなどの工夫を行ってください。

⑶　児童生徒側から身体接触やスキンシップを求めてきた場合の工夫

児童生徒（特に低学年や愛着に課題がある子等）から抱きつきや身体接触を求めてきた場合、無下に拒絶することが適切でない場面もあります。

このような場合は、例えば膝に乗ってきた際に「お膝の上じゃなくて、隣に座ろうね」と促して隣に座らせ、必要に応じて手をつなぐなどして、安心感を提供する工夫を行ってください。

やむを得ず膝に乗せる場合であっても、他の教職員や児童生徒から見える方向（見通しの良い方向）を向くなど、その場に応じた工夫を講じてください。特別なスキンシップが必要と思われる場合は、事前に保護者へ相談しておくなどの配慮を行ってください。

⑷　緊急的・一時的に外形上「不適切な行為」に該当し得る対応を行う場合のルール

事故や急病等により、緊急的・一時的に児童生徒を一人で送迎するなど、外形的に「不適切な行為」と疑われかねない対応をやむを得ず行う場合は、事前に（不可能な場合は事後に速やかに）その経過・理由を校長や組織内で報告・共有するルールを徹底してください。

⑸　業務上の理由で SNS やメール等を用いてやり取りを行う場合の工夫

部活動や連絡等で連絡ツールを使用する場合は、個人同士の一対一にならないよう、グループ化して第三者(保護者や他の教職員等)も宛先に含める運用としてください。

児童生徒から個別に悩み相談等のメール・メッセージが寄せられた場合は、①直ちに上司・校長へ相談を受けている旨を報告すること、②私的端末でのやり取りは行わず公用手段を用いること、③トラブル防止のため、こうした対応が必要である理由を

児童生徒に説明すること、の３点を徹底してください。

３　現場における指導及び対応上の留意点（過度な萎縮の防止）

⑴　過度な萎縮の防止と丁寧な聴取

「不適切な行為」の疑いが生じた際、対象者が直ちに過度な不利益を受けるような運用を行うと、現場の教職員が過度に萎縮し、適切な教育・指導活動に支障をきたすおそれがあります。

⑵　段階的な指導と職場内での共通認識形成

初回かつ比較的軽微な「不適切な行為」の疑いが生じた場合、一方的に責めるのではなく、そうした行為に至った理由や背景を丁寧に聴き取り、未然防止の観点から早期対処の必要性を説明・指導してください。また、その事例を職場内での議論・振り返りのきっかけとし、学校全体で「何が不適切な行為に当たるか」の共通認識を深める機会として活用してください。